

「協働のまち佐野」実現を目指して

自治基本条例制定に向けて

自治基本条例は、「まちづくり」
いわゆる「市政」の基本ルールを定めたもの。
全国で自治基本条例の制定が進んでいます。

■問合せ 行政経営課 ☎(20)3005

求められる「自治体像」

地方分権の時代といわれる今、本市をはじめ地方公共団体には自己決定や自己責任に基づいて地域独自の運営を求められています。

また、地域のことはその地域の住民が決めることができる、個性豊かで元気な地域社会をつくることが目標であるとされています。

市民主体のまちづくりへ

近年、市民ニーズの多様化や地域によって異なる課題、また、少子高齢化の進展などにより、画一的な行政サービスの提

供が難しくなっています。

このような変化に対応するためには、市民が主体的に市政に参画し、行政と協力して役割を分担し合い、地域の特性を生かした独自のまちづくりを進めていく必要があります。

自治基本条例は、その基本的な考えを表したものです。

自治基本条例づくりに向けて、学習会を開催

市民主体のまちづくりのルールづくりを実現するためには、策定過程において多くの市民が関わり、意見交換することが重要です。さらに多くの市民の皆さんの理解と協

力が必要です。

そこで、条例の意味や意義を理解していくための学習会を開催します。これからの佐野市のま

ちづくりを市民自ら形
作っていくための第一歩
です。多くの方の参加を
お待ちしております。

自治基本条例づくりに向けての学習会 第1回 講演会

「市民主体のまちづくりと自治基本条例」

学識経験者を招き、講演会を開催します。対象は、佐野市内にお住まい、通勤・通学している方です。事前予約は不要ですので、お気軽にご参加ください。



市村充章さん

▶日時 3月17日(月)
午後6時30分～8時30分
※午後6時開場

▶会場 勤労者会館
いちむらみつあき
▶講師 市村充章さん(白鷗大学法学部教授)
▶定員 先着100人(事前予約不要)

今後の学習会開催予定

詳細が決まり次第、「広報さの」などでお知らせします。

第2回 説明会「佐野市を知ろう①」
(講師：市職員など)

第3回 説明会「佐野市を知ろう②」
(市長講話など)



介護保険制度のご案内

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいとき、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。

介護認定の流れ

①介護認定の申請

申請は、介護保険課（東飯庁舎事務棟1階）、田沼・葛生の各総合窓口課で受け付けます。

65歳以上の方は介護保険被保険者証、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証をお持ちください。

②要介護・要支援の認定

申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。

③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご注意ください。

サービスの利用

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。

佐野市民のための介護サービス（地域密着型サービス）をご存じですか？

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

現在、市内で提供されているサービスは下記のとおりです（利用は、原則、市内にお住まいの方に限ります）。

- ・認知症対応型通所介護（認知デイ）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

※詳しくは、お問い合わせください

介護保険料をきちんと納めましょう

現在、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は基準額（年額）6万円です。

介護保険は、社会全体で支える相互扶助の皆保険制度です。一人ひとりの介護保険料は、介護保険の貴重な財源となりますので、納期限までにきちんと納付しましょう。

介護保険料は年金天引き（特別徴収）が原則ですが、年金支給額（年額）が18万円未満の方や、天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。

ご自宅に納付通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。



保険料を納めないでいると…

災害など特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられる措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

※納付が困難な方は、お早めにご相談ください

正しい介護保険料の算定をするために

介護保険料の金額は、前年の所得と世帯の課税状況により決定します。未申告の方は所得の申告をお願いします。

※収入がない、または収入が税金の対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です

